

基 発 0 3 0 2 第 2 号
平 成 2 4 年 3 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

除染等業務における安全衛生対策の推進について

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。）等の施行については、平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 7 号「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の施行について」により指示しているが、事業者が、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号。以下「ガイドライン」という。）と相まって除染電離則に規定された措置を的確に実施するためには、現場の実態に即した放射線障害防止対策及び土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務（以下「除染等業務」という。）における労働災害防止対策が講じられることが重要である。ついては、今後の除染等業務における安全衛生対策を下記により推進することとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。）が平成 24 年 1 月 1 日に全面施行され、今後、除染等業務が本格化することに伴い、除染等業務における放射線障害や労働災害の発生が懸念されることから、その対策の徹底を図る必要がある。

このため、特に、特措法第 25 条第 1 項に規定する除染特別地域又は同法第 32 条第 1 項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。）に指定された地域を管轄する都道府県労働局においては、次の点に留意の上、除染等業務における安全衛生対策を重点対策として取り組むこととする。

(1) 除染等業務における放射線障害防止対策については、より一層的確な推進を図るため、次の事項の実施について指導を行うこと。

ア 除染特別地域等内における除染等業務を行う事業の事業者（以下「除染等事業者」と

いう。) に対しては、除染電離則に規定された事項のほか、ガイドラインに定める事項
イ 除染等事業者以外の事業者で自らの敷地や施設等において除染等の作業を行う事業者に対しては、ガイドラインに定める事項のうち必要な事項
ウ 除染特別地域等内ではない場所において除染等の作業を行う事業者に対しては、ガイドラインに定める事項のうち必要な事項

- (2) 元方事業者に対しては、労働安全衛生関係法令やガイドラインに基づき、安全衛生管理体制を確立させるとともに、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること。
- (3) 除染等業務においては、放射線障害のみならず、各種の作業に伴う墜落・転落災害や建設機械関係災害の発生が懸念されるため、別紙の「除染等業務における主な安全確保措置について」に基づき、作業形態や作業に使用する機械等に応じた安全確保措置を実施させること。
- (4) 除染等業務に係る作業（以下「除染等作業」という。）については、放射線障害防止のため、防じんマスク等の呼吸用保護具及び保護衣等を着用して行う必要があり、熱中症の発生が懸念されるため、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に定める必要な事項を実施させること。
- (5) 除染特別地域等内における土壌等の除染等の措置は、国、都道府県、市町村等（以下「市町村等」という。）が実施することとされ、発注者となることから、市町村等との積極的な連携を図ることによる作業現場の効果的な把握に努めるとともに、発注者である市町村等に対し、除染等業務に従事する労働者（有期契約労働者及び派遣労働者を含む。以下「除染等業務従事者」という。）の安全衛生の確保について必要な要請を行うこと。
- (6) 除染電離則及びガイドラインの周知等については、管内状況に応じて、除染等事業者や関係事業者団体等に対して実施すること。
- (7) 東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を除染等業務に従事させる事業者に対し、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 59 条の 2 に基づく被ばく線量等の記録等の提出について周知等を行うこと。

2 作業現場の把握等

除染電離則等に基づく放射線障害防止等の措置の履行確保を図るため、次の点に留意の上、作業現場の確実な把握に取り組むこと。

- (1) 除染特別地域内における土壌等の除染等の措置は、環境大臣が特別除染実施計画を策定し、国が実施することとされ、発注者となること、また、除染電離則第 10 条に基づく作業の届出（以下「作業届」という。）の対象となる平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時を超える作業現場は、概ね除染特別地域内にあることから、作業届の懈怠を防止する観点にも立って、環境省の地方支分部局との連携を図ることにより、作業現場の把握に努めること。
- (2) 汚染状況重点調査地域内における土壌等の除染等の措置は、市町村が除染実施計画を策定し、市町村等が実施することとされ、発注者となるので、その発注担当部署との連携を図ることにより、作業現場の把握に努めること。

なお、汚染状況重点調査地域内における作業現場であっても、平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超えるものは、作業届の対象となること。

(3) 一般からの情報又は関係行政機関からの情報により、作業届の対象であるにもかかわらず提出がなされないおそれのある作業現場を把握した場合には、局・署間において情報共有を図ること。

(4) 提出された作業届については、届出様式中の次のアからオまでに掲げる欄ごとに、記載されている内容を確認すること。また、その際、必要に応じ、関係リーフレット等を活用した指導を行うこと。

なお、イに掲げる欄については、当該期間について変更が生じる場合には、作業実施前に変更後の当該期間について連絡するよう指導すること。

ア 「作業の場所」の欄

作業を行う範囲が具体的に記載されていること。

イ 「作業の実施期間」の欄

実際に当該作業が行われる期間が記載されていること。

ウ 「作業指揮者の氏名」の欄

作業指揮者の氏名が記載されていること。

エ 「作業を行う場所の平均空間線量率」の欄

事前調査により把握した除染等作業の場所の平均空間線量率が記載されていること。

なお、平均空間線量率は「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第六項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分」（平成23年厚生労働省告示第468号）第2条に定める計算方法により算定されているものであること。

オ 「関係請負人一覧及び労働者数の概数」の欄

除染等作業に係るすべての関係請負人について記載されていること。

3 監督指導及び個別指導の実施

(1) 監督指導又は個別指導（以下「監督指導等」という。）の実施に当たっては、①被ばく線量管理、②被ばく低減のための措置、③汚染の防止、④特別の教育、⑤元方事業者による被ばく状況の一元管理、⑥安全の確保等を重点事項とすること。

(2) 上記2の(3)により把握した作業届の提出がなされていない作業現場のほか、作業届の内容や市町村等からの情報等から除染電離則等違反のおそれがある作業現場等については、監督指導等を実施すること。

(3) 上記2の(3)により把握した作業届を提出していないなどの事業者の店社についても、監督指導等を実施すること。

(4) 監督指導等を実施した結果、労働安全衛生関係法令等違反その他指導すべき事項が認められた場合には、所要の措置を講ずること。

(5) 監督指導等に当たっては、関係事業者に対し、関係リーフレット等を活用して除染電離則やガイドラインの趣旨、講ずべき措置等の必要性を懇切丁寧に説明すること。

4 発注者に対する要請等

(1) 発注者である市町村等に対し、除染等業務従事者の安全衛生の確保に配慮した発注を行うとともに、除染等事業者による除染電離則等に基づく放射線障害防止等の措置の確実な履行について必要な指導援助を行うよう、要請を行うこと。特に次の事項についてその実施を強く要請すること。

ア 除染等業務従事者に対し、除染電離則第 19 条に基づく特別の教育（以下「特別教育」という。）を実施しているかを確認した上で発注を行うこと。

イ 除染検査場所の設置及び汚染検査の適切な実施について、発注者として除染等事業者に対して必要な指導援助を行うこと。

(2) 上記（1）の要請に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 特別教育の実施を含む除染等業務従事者の安全衛生の確保に関する事項を発注仕様書に盛り込むようにすること。

イ 特別教育については、必ずしも公的機関が実施する講習等を受講させる必要はなく、除染等業務特別教育規程（平成 23 年厚生労働省告示第 469 号）に基づき、事業者自らによって実施して差し支えないことを理解させること。

5 除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備作業の放射線障害防止等

(1) 今後、本年 3 月末を目途として実施される避難区域の区分の変更に伴い、除染特別地域等における生活基盤の点検、整備の作業が活発化することが予想されるため、これら作業中に、土壌の掘削等、除染作業に類似する作業（以下「除染類似作業」という。）が含まれる作業を実施する事業者に対して、平成 24 年 2 月 14 日付け基安発 0214 第 1 号「除染特別地域等における重要な生活基盤の点検、整備に従事する労働者の放射線障害防止措置について」に基づき、ガイドラインに定める事項の適切な実施を指導すること。

また、2.5 マイクロシーベルト毎時を超える地域における除染類似作業の準備作業として行われる放射線測定、測量等の作業を実施する事業者に対し、労働者全員に個人線量計を着用させて線量管理を行うよう指導すること。

(2) 上下水道施設等、除去土壌又は汚染廃棄物の処分を行う事業場については、従来どおり電離則が適用されているので、平成 23 年 6 月 23 日付け基安発 0623 第 1 号「放射性物質が検出された上下水処理副次産物及び災害廃棄物の当面の取扱いについて」に基づき、関係事業者に対し、必要な指導を行うこと。

除染等業務における主な安全確保措置について

1 墜落・転落災害の防止

屋根等に登って洗浄等の作業を行う場合は、次の措置を講ずること。

- (1) 高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合は、足場等の作業床を設置すること。（安衛則第518条第1項）
- (2) 作業床の設置が困難なときは、防網、安全带の使用等墜落による危険防止措置を講ずること。（安衛則第518条第2項）
- (3) 高さが2 m以上の作業床の端、開口部等には囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設置すること。（安衛則第519条第1項）
- (4) 囲い等の設置が著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網、安全带の使用等墜落による危険防止措置を講ずること。（安衛則第519条第2項）
- (5) 高さが2 m以上の箇所で安全带等を使用して作業を行う場合は、安全带等を安全に取り付けるための設備を設けること。（安衛則第521条第1項）
- (6) 高さ又は深さが1.5 mを超える箇所で作業を行う場合は、安全に昇降できる設備を設けること。（安衛則第526条第1項）
- (7) 物体の飛来・落下による危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させること。（安衛則第539条）
- (8) 作業に当たっては、滑落等を防止するため滑り止め機能を有する安全靴及び手袋を労働者に使用させること。

2 車両系建設機械による災害の防止

車両系建設機械を使用して放射性物質により汚染された表土を除去する作業等を行う場合は、次の措置を講ずること。

- (1) あらかじめ作業場所の地形、地質の状態等を調査し、その結果を踏まえ次の事項を含む作業計画を定め、これに基づき作業を行うこと。（安衛則第154条及び第155条）
 - ア 使用する車両系建設機械の種類及び能力
 - イ 車両系建設機械の運行経路
 - ウ 車両系建設機械による作業の方法
- (2) 路肩、傾斜地等で作業を行う場合は、路肩の崩壊防止、地盤の不動沈下の防止等転倒、転落の防止措置を講ずること。（安衛則第157条第1項）
- (3) 車両系建設機械と労働者が接触するおそれのある箇所に立入禁止措置を講ずるか、誘導員を配置して誘導させること。（安衛則第158条）
- (4) ドラグショベルによる荷のつり上げ等車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用しないこと。この場合には、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いること。（安衛則第164条）
- (5) 車両系建設機械の運転については、その種類に応じ、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に運転させること。（安衛則第41条）

3 刈払機による災害の防止

刈払機を使用して放射性物質により汚染された草等を刈り払う場合は、次の措置を講ずること。

- (1) あらかじめ作業手順を定め、作業員に徹底しておくこと。
- (2) 作業に適した構造、強度を有する刈払機を選択すること。
- (3) 作業開始前には、刈刃の損傷、変形の有無、緊急離脱装置、飛散防護装置の機能等の事項について刈払機を点検すること。
- (4) 刈払機を使用して作業を行う場合は、保護帽、防じん眼鏡、防じんマスク、耳栓、袖の締まった長袖の上着、裾の締まった長ズボン、防振手袋、滑りにくい丈夫な履物を着用すること。
- (5) 刈払機の操作者から5 m以内を危険区域とし、この区域には他の者が立ち入らないようにすること。
- (6) 刈払い場所を変えるため等で移動する場合は、原則としてエンジンを停止すること。

4 高圧洗浄作業に伴う災害の防止

高圧洗浄作業においては、高圧水の直撃による裂傷、出血性ショック等による災害発生の危険性があるため、作業に当たっては、次の措置を講ずること。

- (1) 噴射ガン、高圧ホース等高圧洗浄機器の使用上の情報を確実に入手の上、安全装置の作動状況を確認すること。
- (2) 作業中に部外者を立ち入らせないよう、作業中の表示を行うこと。
- (3) 感電防止のため、絶縁状態の点検等安全措置を講ずること。
- (4) 高圧水の噴射中、噴射ガンのレバーを針金、ひも、金具などで固定しないこと。
- (5) 高圧水の噴射停止中であっても、噴射ガンの先を人の方向に向けないこと。

5 危険性又は有害性等の調査等の実施

除染対象設備、機器等の危険性又は有害性に関する情報提供を受けた上で、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。